

令和2年度

第4回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和2年7月8日

湯沢市農業委員会

第4回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和2年7月8日(水)午後4時

場所 湯沢グランドホテル

開会 午後4時2分

閉会 午後5時16分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
2番	宮原 正明	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	13番	加藤 エリ子
4番	杳澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
7番	能登 公平	17番	水戸 義昭
8番	藤谷 清志	18番	小嶋 幸吉(会長職務代理者)
9番	高橋 敬悦	19番	半田 好廣(会長)
10番	高橋 伸太郎		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午後4時2分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	阿部 武彦
主 幹	高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 申請許可状況

3 議 案

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 非農地証明願いについて

議案第25号 農地・非農地の判断を要する土地について

議案第26号 湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後4時2分 委員総数19名中ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、10番 高橋 伸太郎 委員、11番 姉崎 与志弘 委員、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告3件、議案6件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>

	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手) 阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(届出等報告、朗読説明) 今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は2件、面積1,289.00㎡であります。解約理由は、2件とも第三者へ所有権移転するためとなっております。 2 使用貸借契約合意解約通知は2件、面積11,310.00㎡であります。解約理由は、整理番号第5号は自作するため、整理番号第6号は借人の都合によるためとなっております。 次に3 申請許可状況であります。先月の転用案件は5条所有権移転が1件であります。秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、6月26日付けで許可しております。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。 議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手) 阿部班長。</p>

阿部班長	<p>(議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 2 年 7 月 8 日提出。</p> <p>案件の説明をさせていただきます。議案書 4 ページをご覧ください。3 条使用貸借権設定は 2 件、面積 8,698 m²であります。申請事由は、申請番号第 6 号は兼業による経営縮小のため、申請番号第 7 号は経営移譲のためであります。</p> <p>次に議案書 5 ページから 6 ページをご覧ください。3 条所有権移転は 5 件、面積 3,086 m²であります。申請事由は、申請番号第 8 号、9 号は兼業による経営縮小のため、第 12 号は農業廃止のため、第 10 号は相手方の要望のため、第 11 号は耕作不便のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 20 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>

阿部班長	<p>(議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 21 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和 2 年 7 月 8 日提出。</p> <p>議案書 8 ページから 9 ページをご覧ください。利用権設定は、使用貸借権が 2 件、面積 2,397 m²であります。新規の設定が 1 件、再設定は 1 件であります。賃貸借権は 2 件、面積 21,889.91 m²であります。新規の設定が 2 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 21 号の利用権設定について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第 21 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案書 10 ページをご覧ください。所有権移転は 1 件、面積は 699 m²で</p>

	<p>あります。申請事由は経営拡張のためであります。価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第 21 号の所有権移転は計画のとおり決定することと致します。続きまして、利用権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(議案第 21 号農業経営基盤強化促進法の利用権移転について、朗読説明)</p>
<p>阿部班長</p>	<p>議案書 11 ページから 13 ページをご覧ください。利用権移転は 9 件、面積は 27,689 m²であります。申請事由はすべて経営を主宰するためであります。価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>

<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第 21 号の利用権移転は計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
<p>高橋主幹</p>	<p>議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」1 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 4 項及び第 5 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 4 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和 2 年 7 月 8 日提出。</p> <p>議案書 15 ページをご覧ください。議案付属資料は 8 ページから 13 ページをご覧ください。申請地は、秋ノ宮字浅萩 110、地目は田、面積は 764.64 m²であります。</p> <p>申請内容は、戦略作物生産拡大対策事業等を活用した菌床しいたけを栽培するためのパイプハウスを整備するための転用であります。なお、菌床しいたけ用パイプハウスの設置は補助金を利用しての事業でしたが、パイプハウス内に砕石等を敷いた場合は転用申請等が必要との助言がされなかったため無断転用となり、追認案件となりました。</p> <p>申請地は、湯沢市役所雄勝庁舎から南へ約 3km、院内駅から南東に約 3.5km の浅萩集落内に位置し、東・西・南・北側とも田に隣接しています。農地区分は農用地区域内農地であります。農振変更申出により農用地から農業施設用地に変更されております。事業計画は、パイプハウスを 4 棟整備するものであります。事業費は自己資金 3,560 円、借入資金 12,790,171 円、補助金 11,319,000 円となっており、すでに採択・執行されております。被害防除計画については特にありません。許可判断として、農用地区域内農地であります。農業生産のための施設の整備が目的であることから農地法第 4 条第 6 項ただし書に該当するものと考えます。</p>

	<p>また、申請者からは許可なく着工したことに対する顛末書が提出されております。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、14 番 高橋 忠雄 委員から報告願います。</p>
議 長 14 番	<p>(14 番 高橋 忠雄、挙手)</p> <p>14 番 高橋 忠雄。</p> <p>議案第 22 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>6 月 26 日、15 番 佐藤 栄子 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をしまいいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、菌床しいたけを栽培するパイプハウスが設置され、砕石が敷かれておりました。このような場合、許可申請等が必要だったということを知らずに整備したものであり、顛末書も提出されたことを確認しております。そのほか、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第 22 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 22 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に</p>

諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。

次に、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。

(議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)

高橋主幹

議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和 2 年 7 月 8 日提出。

5 条所有権移転について説明させていただきます。初めに申請番号第 4 号につきましては議案書 17 ページ、議案付属資料は 14 ページから 24 ページをご覧ください。申請地は、松岡字仏師ヶ沢 18-1、地目は畑、面積は 333 m²であります。

申請内容は、現在申請地から 40～50m 南側に居住しているが、接道幅員が約 1.5～2m 程度と狭いため、通行や通勤に大変不便を感じていたことから、幅員約 7～8m の道路に接道している申請地を取得して一般住宅を建築するための転用であります。申請地は、湯沢市役所から南西に約 6.4km、湯沢インターから南西へ約 6km の切畑集落内に位置し、東側は水路、西側は宅地、南側は畑、北側は道路に隣接しております。農地区分は、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地(その他農地)と判断いたしました。事業計画は、0.11m から 0.34m の切土工事を行い、一般住宅 94.40 m²を建築するものであります。事業費は、用地取得費 1,000,000 円、造成・整地経費 1,000,000 円、施設・建物建設経費 21,950,000 円、設計費 300,000 円、測量・登記経費 250,000 円、計 24,500,000 円であります。資金計画は自己資金 1,500,000 円、金融機関からの借入 23,000,000 円で、通帳残高と融資証明書の写しにより確認しております。被害防除計画は、西・南側を土留め施工するもので

あります。生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下により処理するものであります。許可判断として、第2種農地であります。居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、施行規則第33条第4に該当するものと考えます。

次に申請番号第5号について説明させていただきます。議案書17ページ、議案付属資料は25ページから35ページをご覧ください。申請地は、深堀字中川原198-1、地目は畑、面積は418㎡であります。

申請内容は、現在の居住地に接道している道路が道路法や都市計画法に基づく道路に指定されていないため金融機関から融資を受けることができないことから同じ集落内の申請地を取得して一般住宅を建築するための転用であります。申請地は、湯沢市役所から西に約2.4km、市立山田中学校から北へ約1.8kmの中川原集落内に位置し、東側は水路、西側は道路、南・北側は宅地に隣接しております。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。事業計画は、高さ0.25m・土量50㎡の造成を行い、一般住宅85.93㎡を建築するものであります。事業費は、用地取得費5,000,000円、造成・整地経費700,000円、施設・建物建設経費25,300,000円、測量登記経費500,000円、計31,500,000円であります。資金計画は自己資金7,000,000円、借入資金24,500,000円となっており、通帳残高と住宅ローン事前審査申込書により確認しております。被害防除計画は、東・南側を法面保護するものであります。汚水・生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は自然流下により処理するものであります。許可判断として、第1種農地であります。居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、施行規則第33条第4号に該当するものと考えます。

議長

ここで、現地確認結果について、14番 高橋 忠雄 委員から報告願います。

(14番 高橋 忠雄 委員、挙手)

議長

14番 高橋 忠雄 委員。

14 番	<p>議案第 23 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>6 月 26 日、15 番 佐藤 栄子 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたりは特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 23 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 23 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第 24 号「非農地証明願いについて」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第 24 号「非農地証明願いについて」、朗読説明)</p>
高橋主幹	<p>議案第 24 号「非農地証明願いについて」農地法第 4 条及び同法第 5 条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第 2 条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。令和 2 年 7 月 8 日提出。</p>

	<p>議案書 19 ページ、議案付属資料は 36 ページから 46 ページをご覧ください。申請番号第 5 号につきましては、申請地は、皆瀬字桂沢 98、105、106、地目は畑、面積 2,818 m²であります。土地の状況は平成 2 年頃から耕作されておらず原野の状態となっております。</p> <p>申請番号第 6 号につきましては、申請地は、駒形町字大倉新山 51-1、地目は畑、面積 14,728 m²であります。土地の状況は耕作が放棄され、かつ何十年も土建業者により土が取られている状態となっております。</p> <p>申請番号第 7 号につきましては、申請地は、駒形町字大倉新山 51-2、52-3、地目は畑、面積 6,601 m²であります。土地の状況は耕作が放棄され原野の状態となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、14 番 高橋 忠雄 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(14 番 高橋 忠雄 委員、挙手)</p> <p>14 番 高橋 忠雄 委員。</p>
14 番	<p>議案第 24 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>6 月 26 日、申請番号第 5 号につきましては 15 番 佐藤 栄子 委員、佐藤 章 農地利用最適化推進委員と私の 3 人と、事務局 2 名、申請番号第 6 号、7 号につきましては 15 番 佐藤 栄子 委員、阿部 栄一 農地利用最適化推進委員と私の 3 人と、事務局 2 名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたとおり、申請番号第 5 号、7 号の申請地とも原野の状態となっていました。申請番号第 6 号は耕作が放棄され土が採取されていきました。3 件とも農地としての利用は不可能と判断しました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 24 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 24 号について採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第 24 号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第 25 号「農地・非農地の判断を要する土地について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹。</p>
高橋主幹	<p>(議案第 25 号「農地・非農地の判断を要する土地について」を朗読)</p> <p>議案第 25 号「農地・非農地の判断を要する土地について」耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号農林水産省経営局長通知）の第 3 の基準に従って対象農地が「農地」に該当するか否かについて決定を要す。令和 2 年 7 月 8 日提出。</p> <p>(議案書 21 ページから 23 ページの議案内容について説明)</p>
議 長	<p>議案第 25 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
6 番	<p>非農地と判断するには所有者の承認が必要か。</p>
高橋主幹	<p>承認を受ける必要はありませんが、所有者には事前に通知しております。</p>
12 番	<p>非農地と判断された土地を転用する場合はどうなるか。</p>
高橋主幹	<p>転用許可申請をする必要はありません。所有者は農業委員会からの通知を受け法務局で地目変更登記を行うこととなります。</p>

議 長	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 25 号について採決を行います。 非農地とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手、異議ないものと認め、議案第 25 号「農地・非農地の判断を要する土地について」は、非農地と判断をすることにいたします。</p> <p>次に、議案第 26 号「湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹。</p> <p>(議案第 26 号「湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)について」を朗読)</p>
高橋主幹	<p>議案第 26 号「湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)について」湯沢農業振興地域整備計画の変更(案)についての協議があり、市長に回答する必要があるので意見を求める。令和 2 年 7 月 8 日提出。</p> <p>議案書 25 ページをご覧ください。湯沢農業振興地域整備計画の土地利用計画変更は 4 件です。</p> <p>はじめに、No. 1 の案件について説明いたします。参考資料は 3 ページから 13 ページをご覧ください。除外目的は車庫および倉庫、所在は皆瀬字市野 66-1、面積は 394 m²であります。</p> <p>次に各要件について説明いたします。参考資料 3 ページをご覧ください。第 1 号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、申出者は、農業拡大に伴い、現在ある作業小屋が手狭になったことから、土地を確保しようと数年前より適地を探しており、トラクタ</p>

一や軽トラック等を格納する車庫と、その他農用器具類を格納する倉庫が主な用途であり、建物の規模や計画の詳細により汎用性が高いことから、今般、農用地区域から除外する必要性が生じたものです。

当初、近くの白地の確保を目指しておりましたが、土地所有者の同意が得られず交渉が不調に終わった経緯があり、やむを得ず当該地を選定したものです。

車庫と倉庫の他、通路および雪寄せスペースを考えた必要最小限の面積であり、今後の農作業の利便性向上と安全確保のためには必要であると認められることから、当該申出地の規模は適当であると判断しております。

また、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由につきましては、現在の状況や条件を考えると、当該地以外に種々の条件を充たす土地はないと思われ、やむを得ないものと判断しております。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由につきましては、当該農地は事業計画者の自宅に接した端の土地であるため農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれはないものと判断しております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地の耕作者は担い手ではなく、団地の端に位置する農地であるため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、未整理農地で特に管轄の土地改良区や水利組合は存在しません水路等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、未整理農地であり、土地改良事業は実施しておりません。

次に、No.2の案件について説明いたします。参考資料は14ページから26ページをご覧ください。除外目的は自己住宅新築用地、所在は字福島55の内、面積は360㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料14ページをご覧ください

い。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、事業計画者は兼業農家で、現在の住宅に祖母や両親等の5人で暮らしております。現住宅は亡き祖父が建築したもので、築40年を超えており、今般、住宅の建て替えを検討しましたが、祖母と両親の老後の面倒を見ていくこと、また、山田に今後も在住し農業を続けて行きたいと考えているため、遠方への居宅建築は考えませんでした。

近隣の白地を探しましたが、価格交渉で折り合いがつかず、やむを得ず事業計画者の父が所有する農地の一部を選択したものであります。面積については家族が住む敷地としては必要最小限であり、適当な規模であると判断しております。

また、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由につきましては、周辺のほとんどが農用地区域に指定された優良農地であり、当該地以外に適地を見つけることができず、近隣住民へ迷惑を掛ける恐れも極めて低いことから、他に適地がなかったのであれば、やむを得ないものと判断しております。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由につきましては、現在敷地の隣接地に拡張されるため、特別農地を分断するわけでもなく、農用地の集団化に支障はないものと判断しております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、計画農地の耕作者は申出者の父である所有者ですが、担い手農家ではないため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、管轄の土地改良区と協議の上、農道・進入路も含め土地改良施設への影響や排水については万全を期し、支障がないように対処することを確約し、改良区の指導に従うこととしているため問題はないと判断しております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、直近の土地改良事業としては、県営ほ場整備事業（完了公告：平成4年6月12日）の受益地であります。事業完了から8年以上経過しており、特に問題はありません。

次に、No.3の案件について説明いたします。参考資料は27ページから35ページをご覧ください。除外目的は駐車場、所在は字沖鶴199の内、面積は495㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料27ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、申出者は、主に板金業を営んでおりますが、既存の駐車場が手狭であったことから、今般、新たに従業員の駐車場および業務用車両の回転場を確保するため、新たな土地を確保しようと適地を探しました。敷地内での安全な走行を確保するため、また、冬季の除雪スペースを含む従業員の駐車場の整備は喫緊の課題であり、現有敷地の拡張を余儀なくされている状況ですが、隣接地は全て農用地区域であるため、拡張には除外が必要であり、事業計画上、申出の面積規模は適当と判断しております。

また、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由につきましては、近隣の白地を探しましたが、価格交渉で折り合いが付かず、当該地以外には適地を見つけることができなかつたため、隣接地以外にはなく、やむを得ないものと判断しております。なお、選定された土地の所有者は事業計画者の親族であること、また、安全性向上を目的としているため、近隣住民へ迷惑を掛ける恐れが極めて低いことから、他に適地がなかつたのであればやむを得ないものと判断しております。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由につきましては、現在敷地の隣接地に拡張されるため、特別農地を分断するわけでもなく、農用地の集団化に支障はないものと判断しております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、計画農地は近年耕作しておらず、また、所有者は事業計画者の親族であります。担い手農家ではないため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、管轄の土地改良区と協議の上、農道・進入路も含め

土地改良施設への影響や排水については万全を期し、支障がないように対処することを確約し、改良区の指導に従うこととしているため問題はないと判断しております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、直近の土地改良事業としては、県営かんがい排水事業（完了公告：平成10年3月31日）の受益地であるが、事業完了から8年以上経過しており、特に問題はありません。

次に、No.4の案件について説明いたします。参考資料は36ページから45ページをご覧ください。除外目的は資材置場、所在は字福島尻31、32、33、面積は8,246㎡であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料36ページをご覧ください。第1号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、申出者は、砂利、砂、碎石の採取及び販売をはじめ、土木工事や一般及び産業廃棄物収集運搬処理等を営んでいるが、事業の拡大に伴い、資材置場が手狭になっており、当初、近くの白地の確保を目指していましたが、土地所有者の同意が得られず交渉が不調に終わった経緯があり、やむを得ず当該地を選定したが、農用地区域であるため、拡張には除外が必要となりました。

用途や通路および雪寄せスペースを考えた必要最小限の面積であり、今後の作業の利便性向上と安全確保のためには必要であると認められることから、当該申出地の規模は適当であると判断しております。

また、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると判断した理由につきましては、先に説明したように、拡張であるため隣接地以外にはなく、その全ては農用地区域であるため、やむを得ないものと判断しております。

第2号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由につきましては、現有敷地の隣接地に拡張されるため、特別農地を分断するわけでもなく、農用地の集団化に支障はないものと判断しております。

第3号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は現作業場兼資材置場の真後ろの農地であり、集積の支障や担い手等の農業経営者に影響を及ぼすことは

ないと判断しております。

第4号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、管轄の土地改良区と協議の上、農道・進入路も含め土地改良施設への影響や排水については万全を期し、支障がないように対処することを確約し、改良区の指導に従うこととしているため問題はないと判断しております。

第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、直近の土地改良事業としては、県営ほ場整備事業（完了公告：平成4年6月12日）の受益地であるが、事業完了から8年以上経過しており、特に問題はありません。

議 長

議案第26号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

（質問なしの声あり）

議 長

質問なしの声がありますので、議案第26号について採決を行います。非農地とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員挙手、異議ないものと認め、議案第26号「湯沢農業振興地域整備計画の変更（案）について」は、異議ない旨の意見を付して市長に送付することといたします。

これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。

（午後5時16分終了）

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和2年7月8日

議長 半田好廣

署名委員 10番 高橋伸太郎

署名委員 11番 姉崎子志